

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する
相殺関税に関する政令の一部を改正する政令案要綱

- 1．大韓民国においてハイニックス・セミコンダクター・インコーポレーテッドにより前工程（半導体材料にトランジスターその他の回路素子を生成させる工程をいう。）が行われたダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課されている相殺関税の税率を変更することとする。（第2条関係）
- 2．この政令は、平成20年9月1日から施行することとする。